

2012 年 2 月 3 日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長 後藤滋樹 殿

2011 年度 DRP 検討委員会
委員長 早川吉尚

2011 年度 DRP 検討委員会答申

本委員会としては、第 84 回理事会（2011 年 5 月 13 日）第 5 号議案にて決議された以下の
依頼事項につき、下記のように答申いたします。

■ 依頼事項 (1)

UDRP の電子申請のための手続規則改訂が 2009 年に ICANN にて承認され、2010 年 3 月 1 日
より改訂された UDRP 手続規則が発効された。これを踏まえ、JP-DRP の手続きにも同様の
改訂を行うことについて検討し、検討結果に基づく助言を行う。

■ 依頼事項 (2)

日本の IDN ccTLD である「. 日本」の管理運営事業者として、株式会社日本レジストリサ
ービス (JPRS) が選定されたことを踏まえ、JPRS が「. 日本」のレジストリ業務を運営す
るにあたり必要となる JP-DRP および JP-DRP 手続規則の改訂案を検討し、検討結果に基づ
く助言を行う。

■ 依頼事項 (3)

gTLD における商標権保護に関して ICANN において施行中、及び検討中の種々の施策を「. jp」
に適用することの是非について検討し、検討結果に基づく助言を行う。

記

【答申】

■ 依頼事項 (1)

UDRP の電子申請のための手続規則改訂と同様の改訂を JP-DRP 手続規則に行うことにつ
いては、現時点ではその必要性は乏しいといえる。

■ 依頼事項 (2)

JPRS が「. 日本」のレジストリ業務を運営するための JP-DRP および JP-DRP 手続規則の
改訂については、実際に JPRS がいつからどのような形で「. 日本」のサービスを開始
するのか、現時点では不明であり、答申を出すことができない。なお、本委員会の任
期中にこの状況に変化が生じた場合には、任期の範囲内で可能な審議を行い、その結

果を答申することとしたい。

■ 依頼事項 (3)

gTLD における商標権保護に関して ICANN において施行中、及び検討中の種々の施策を「.jp」に適用することの是非については、現時点ではそうした施策のうち、JP-DRP に反映すべきものはない。

【理由】

■ 依頼事項 (1) について

UDRP 手続規則が改正され、申立書及び答弁書等の書面提出が電子化されたことなどに伴い、JP-DRP 手続規則においても同様の改訂を行う必要があるかという点については、以下の理由で、現状、その必要性は乏しいという結論に至った。

1. 申立書及び答弁書等の書面提出の電子化について

(1) JP-DRP の申立件数が UDRP と比較して多くないこと

そもそも UDRP 手続規則において書面提出が電子化された背景には、申立件数が非常に多いため、事務作業の効率化を図る必要性が高いという事情がある。この点、現状、JP-DRP の申立件数が UDRP と比較してそれほど多くなく、実務上特段の支障が生じていないことを踏まえれば、現時点において事務作業の効率化を図るために書面提出を電子化する必要性は高くない。

(2) 文書による送付には書面到達の安全性を担保する独自の意義があること

電子メールによる送付のみであると、誤送信によって紛争処理機関や当事者に到達しなかった場合、申立人が既に紛争処理手続が開始されているものと誤信したり、重要な書面が当事者に送付されないまま手続が進行してしまったりするなど誤送信が生じた場合の弊害が著しいが、文書による送付も併せて行うということであれば、申立書等の到達はほぼ確実に担保されることになり、電子メールによる送付と併せて文書による送付を維持することには、書面到達の安全性を担保するという独自の意義がある。

(3) 小括

上記のとおり、文書による送付には書面到達の安全性を担保する独自の意義があるところ、現状、このような意義を失わせてまで書面提出の電子化を図る必要性は乏しく、電子メールによる送付と併せて文書による送付を求める現行方式を維持するのが相当である。

2. 電子署名の採否について

(1) 文書による送付を維持する場合には電子署名を導入する必要性が乏しいこと

電子署名を要求する趣旨は、提出書面の偽造防止や発信人を特定することにあると考えられるが、文書による送付を維持する場合には、文書に記名・押印があるため、敢え

て電子署名を要求する必要性は乏しい。

(2) WIPO の実務運用上、使用されている「電子的な署名」の証明力が低いこと

文書による送付は維持した上で、新たに電子署名という方式を導入することもあり得るが、UDRP 手続規則を実践する紛争処理機関たる WIPO において用いられている「電子的な署名 (Signature in Any Electronic Format)」は、手書きで署名した箇所を含む印刷体の申立書のページを画像読み取りして PDF 化したものなどが多く、技術の世界でいうところの「電子署名 (Digital Signature)」に該当するような方式を用いた書面は実務上、1 件も見られないとのことである。

上記の程度の証明力しかないものであれば、敢えて導入する必要性は乏しい。

(3) 電子署名の導入に多大なコストを要すること

現実的に電子署名 (Digital Signature) を導入する場合には、金銭的成本や利用者への多大な負担を要することになる。

(4) 小括

以上より、電子署名の導入には多大なコストを要するところ、そのようなコストを要してまで電子署名を導入しなければならない必要性は認められず、また、WIPO においても証明力が高い電子署名を導入するという方策は採用していないことも踏まえれば、現状、敢えて電子署名を導入する必要はないと考えられる。

3. 送信ファイルサイズの上限定について

現在、紛争処理機関である日本知的財産仲裁センターにおいて、送信ファイルサイズに技術上の制約はなく、送信ファイルサイズの上限を設定する実務上の必要性は乏しい。

もともと、将来的に申立書等の提出が電子申立に一本化された場合には、センター事務局において印字・製本業務等の負担が生じる可能性があり、ファイル容量や字数制限の要否について改めて検討する必要がある。

4. 結論

以上の理由により、UDRP 手続規則改正を JP-DRP 手続規則に反映する必要性は乏しいという結論に至った。

■ 依頼事項 (2) について

日本インターネットドメイン名協議会から、日本の IDN ccTLD である「.日本」の管理運営事業者として、株式会社日本レジストリサービス (JPRS) が選定されたという発表があったにもかかわらず、その後 JPRS からはこれに関して一切発表がなく、実際に JPRS がいつからどのような形で「.日本」のサービスを開始するのか、現時点では不明であると言わざるを得ない。このため本委員会はこの諮問事項に関しては実質審議に入ることができず、答申を出すことができなかった。

■ 依頼事項 (3) について

gTLDにおける商標権保護に関するICANNにおける施策の中には、①Sunrise、②Trademark Claims、③Uniform Rapid Suspension(URS)、④Post-Delegation Dispute Resolution Procedure (PDDRP)、⑤Thick Whois、⑥ゾーンファイルの第三者への提供がある。

1. Sunriseとは、Trademark Clearinghouse(TC)に登録されている商標権者が、当該gTLDの運用が開始される前に優先的にドメイン名を登録できる期間を設けるものである。

これに関しては、「.jp」はすでに稼働しているので、Sunriseを改めて行うことは意味を成さず、適用の余地がない。

2. Trademark Claimsとは、申請ドメイン名がTCに登録されている商標と完全一致する場合、登録者及び該当する商標権者へ通知が送られるサービスである。

UDRP、JP-DRPなど、ドメイン名空間における従来の権利保護の仕組みが事後的な審査であったことに比べ、Trademark Claimsは事前審査の仕組みであり、本検討委員会において検討する価値が充分あると認識された。しかしながら、検討の結果、以下の諸理由により、導入は非現実的であるとの結論に達した。

- 1) ICANNが予定している TCは世界中の国の商標を対象としているが、「.jp」のドメイン名登録に利害関係を有する者は日本に居住する商標権者等であることが多く、世界中の国の商標を対象とするICANNのTCをそのまま使うことは、適切でないと考えられる。ICANNのTCの利用許諾条件の面から考えてみても、JPドメイン名用に使うことがうまくできるとは考え難い。
- 2) 日本独自のTCが必要となるが、ICANNのTCがすべての新gTLDで共有して使うのに比べて著しく効率が落ち、レジストリ側の負担が過重になることが考えられ、メリットに見合わない。
- 3) TCに商標を登録する側から見ても、「.jp」だけのために料金を払うことはメリットに見合わないと考えられる。
- 4) JPドメイン名の登録件数、紛争件数とICANNのgTLDの登録総件数、紛争総件数を比較すれば、JP独自のTCの有用性は極めて低いと考えざるを得ない。
- 5) 主要な日本の企業は既に「.jp」下にドメイン名を確保しており、TCが提供する完全一致の情報がどれだけ有効か疑問である。

3. URSとは、商標権等を侵害するドメイン名に対して、UDRPよりも迅速に対応できる手段として策定されたシステムである。UDRPが係争中のドメイン名に対してレジストラでの現状変更禁止措置を取るのに対して、URSはレジストリでの現状変更禁止措置を採用する。このため、UDRPで問題となっていた、提訴から現状変更禁止となる短時間内のレジストラ変更による逃亡(いわゆる“Cyber flight”)が、URSでは不可能となっている。この点はURS

のメリットであるが、JP-DRPでは元々現状変更禁止措置がレジストリで取られており、この観点からはJP-DRP改良の余地はない。

UDRPにはないURSのもう一つの特徴として異議申立の仕組みがあるが、これに関しては、URSが未だ計画段階であること、ICANNとしてもURS導入から一年後に評価を行うとしていること、URS導入についてのWIPOの動静も明確でないことから、現段階でURSのJPドメイン名への適用の結論を出すのは時期尚早である。

4. PDDRPとは、不正な行為を組織的に行うレジストリに対し、商標権保有者が当該レジストリを訴えるための仕組みである。

ICANNにおいて多数の新gTLDが承認され稼働していく過程では、複数の不良レジストリが出現するおそれがある。本来、レジストリが適正な運用を継続的に行っているかという点について、監督・是正できることが望ましい。しかし、レジストリが多数出現すると、監督・是正の目が十分に届かない可能性が生じてしまう。そのため、商標権保有者各人がレジストリを監督し、是正することを可能とする手段として設けられたのがPDDRPである。

他方、日本においては、JPドメイン名を登録管理するレジストリはJPRSのみであり、監督・是正の主体を商標権保有者各人に広げる必要性がなく、PDDRPを導入する前提を欠く。したがって、一個しかない「.jp」のレジストリのためにPDDRPを制度化する必要性は乏しいと考えられる。

5. Thick Whoisの採用

従来のICANN gTLDでは、レジストリ集中型のThick Whois、レジストラ分散型のThin Whoisが混在していたが、今後の新gTLD募集ではThick Whoisが義務付けられる。

しかしながら .jp は元々 Thick Whois なので、この事項は既に対応済みである。

6. ゾーンファイルの第三者への提供

ゾーンファイルとは、登録されている全ドメイン名を一覧表にて確認することができるファイルであり、サイバースクワッティング対策のために、現在登録されているドメイン名を確認したいとのニーズが存在する。そして、ICANNにおける新gTLDプログラムでは、希望する第三者に対するゾーンファイルの提供がgTLDレジストリ運用者に従来から義務付けられており、新gTLD運用者にも適用されることになった。

一方、JPドメイン名に関しては、過去、ドメイン名割当報告が公開されていた際、Whois検索との併用により、各個別のドメイン名に関する登録担当者等のメールアドレスを容易に入手され、いわゆるスパムメール等が増大したことから、現在、ゾーンファイルの第三者への提供がされていない。そこで、現行の法令・規約に基づいて、ゾーンファイルの第三者への提供が認められるかを検討する必要性が生ずる。

(1) 個人情報保護法等の法令に関する検討

ゾーンファイルそのものが個人情報に該当するとすれば、ゾーンファイルの第三者への提供は、対象たる個人の同意を得なければ行うことはできない。

そこで、ゾーンファイルそのものが個人情報に該当するか否かであるが、ゾーンファイルそのものにより、特定の個人は識別できない。ただし、ゾーンファイルに列挙されたドメイン名を Whois 検索することにより、登録担当者、技術連絡担当者等の氏名が判明するため、他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができるものと考えられなくもない。ただし、ゾーンファイルの個人情報該当性については、以下の点に疑問がある。

- ①登録担当者等の氏名等が判明するのは、ゾーンファイルそのものからではなく、そこに含まれた個々のドメイン名及びそれに基づく Whois 検索を通してのものである。
- ②ドメイン名については、Whois 検索により登録担当者等の氏名が表示されるとしても、その対象が複数であるため、「特定の個人」が識別可能とは言えない。

個人情報に該当しない以上、ゾーンファイルの第三者への提供は、個人情報保護法との関係では問題とならない。

(2) ゾーンファイルの第三者への提供に対するドメイン名登録者の意思

上記のとおり、ゾーンファイルの第三者への提供が個人情報保護法との関係で問題とならないとしても、ドメイン名の登録者がゾーンファイルを第三者に提供しないことを前提としてドメイン名登録をしていたのであれば、ゾーンファイルの第三者への提供は、ドメイン名登録者の意思に反するものとして許されない。そこで、ドメイン名登録時における登録者のゾーンファイルの第三者への提供に関する意思につき別途検討する必要がある。

ドメイン名登録規約中に、ゾーンファイルを第三者へ提供する旨の明示的な記載はなく、また、実際の運用としても現在ゾーンファイルは第三者へ提供されていない。また、前述のゾーンファイルの第三者への提供に伴う弊害を考慮すれば、ドメイン名の登録者が Whois での情報公開に同意していることをもって、ゾーンファイルの第三者への提供をも同意をしていたと解釈することはできない。寧ろ、ゾーンファイルが第三者へ提供されないことがドメイン名登録者の合理的意思であると解釈できる。

したがって、現状において、ゾーンファイルの第三者への提供を行うことは、ドメイン名登録者のかかる意思に違反するものとして許されない。

なお、ドメイン名登録規約については、改正権が留保されており、かつ、その改正の効果が遡及される旨の規定があるため、規約を改正してゾーンファイルを第三者へ提供する旨の条項を追加することも考え得る。しかし、仮に、改正権が留保され、改正の効果が遡及する旨の規定があったとしても、ドメイン名登録者の合理的な予測の範囲を超えるような改正を遡及的に有効とすることは好ましくない。

(3) 規約改正後改めて同意を得る方法による対応の必要性

ドメイン名登録規約を改正の上、ドメイン名登録の更新の際などに改めて同意を得る方法も検討しうる。しかし、現在のところ、JP ドメイン名において、商標権者がサイバースクワッティングに対する警戒を必要としているような具体的事情も見当たらない。寧ろ、第三者への提供による弊害を考えるのであれば、現在のところ、そうまでして第三者への提供を行う必要性はないものとする。

(4) 小括

以上の検討の結果、規約改正後、改めてゾーンファイルの第三者への提供に対する同意を得ない限り、ゾーンファイルを第三者へ提供することは不適當である。

以上